

“ちょうどいい”
がある新潟

テレワーク移住も！

Uターン・Iターンで
“にいがた暮らし”を考えている方へ

東京圏 **Uターン・Iターン** 新潟県内市町村

- 埼玉県
- 東京都
- 千葉県
- 神奈川県

新潟市	長岡市	三条市	柏崎市
新発田市	小千谷市	加茂市	十日町市
見附市	村上市	燕市	糸魚川市
妙高市	五泉市	上越市	阿賀野市
佐渡市	魚沼市	南魚沼市	胎内市
聖籠町	弥彦村	田上町	阿賀町
出雲崎町	湯沢町	津南町	刈羽村
関川村	※粟島浦村は対象外です。		

支給額 詳しい要件は裏面へ！をつけて確認！

世帯
100万円

※18歳未満の子を帯同する世帯の場合、18歳未満の子一人につき最大30万円追加（R4.4.1～転入）

単身者
60万円

支給までの流れ

- ・就業 → 採用決定
(企業情報ナビの掲載求人)
- ・起業
- ・専門人材
- ・テレワーク
- ・関係人口

移住市町村へ
移住支援金申請

※必ず事前に相談しましょう。

支給
決定

※申請期間は、転入後3か月以上1年以内

問合せ先 新潟県産業労働部 しごと定住促進課 U・Iターン就業促進班
 TEL 025-280-5635 (月～金 8:30～17:15)
 Email ngt050050@pref.niigata.lg.jp



1. 移住元に関する要件 ※すべてに該当することが必要です。

●住民票を移す直前の10年間のうち、

- 通算5年以上、 東京23区内に在住、 **又は**
- 東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内へ通勤していたこと。

※
令和3年3月3日以降の移住者については、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した場合は、通学期間も対象期間とすることができます。

●住民票を移す直前に、

- 連続して1年以上、 東京23区内に在住、 **又は**
- 通勤していたこと。

かつ

??条件不利地域??

- 【埼玉県】秩父市、飯能市、本庄市、ときがわ町、横瀬町、皆野町、小鹿野町、東秩父村、神川町
- 【千葉県】館山市、勝浦市、旭市、鴨川市、富津市、いすみ市、南房総市、東庄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町
- 【東京都】檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村
- 【神奈川県】山北町、真鶴町、清川村

2. 転入先に関する要件 ※すべてに該当することが必要です。

- 県内市町村（弥彦村及び粟島浦村の除く。）に住民票を移して転入したこと。
- 平成31年4月1日（弥彦村は令和4年4月1日）以降に転入したこと。
- 移住支援金の申請時において、転入後3か月以上1年以内であること。
- 転入先の県内市町村に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。

!!注意!!

- 申請日から3年未満で申請した市町村から転出した場合、移住支援金の全額返還が求められます。
- 申請日から3年以上5年以内で申請した市町村から転出した場合、移住支援金の半額返還が求められます。

3. 就業等に関する要件 ※令和3年3月2日までの移住者：「就業」又は「起業」 令和3年3月3日以降の移住者：「就業」「専門人材」「テレワーク」「起業」「関係人口」のいずれか

就業 ※以下の要件にすべて該当することが必要です。

- マッチングサイト「新潟企業情報ナビ」に移住支援金の対象として掲載された求人に応募し、採用されたこと。
- 採用された法人に採用の応募をした日が、「新潟企業情報ナビ」にその法人の求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。
- 移住支援金の申請時において、採用された法人に連続して3か月以上在職していること。
- 申請者にとって、採用された法人が3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人でないこと。
- 移住支援金の申請から5年以上、採用された法人に継続して勤務する意思を有していること。
- 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

専門人材

※プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した方で、以下の要件にすべて該当することが必要です。

- 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
- 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して3か月以上在職していること。
- 当該就業先において、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
- 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

!!注意!!

- 「就業」、「専門人材」の場合、申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合、移住支援金の全額返還が求められます。

テレワーク ※以下の要件にすべて該当することが必要です。

- 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。
- 地方創生テレワーク交付金を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

起業 ※にいがた産業創造機構（NICO）支援メニューのうち、「地域課題解決枠」が該当します。

- 起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けて1年以内であること。

!!注意!!

- 起業支援事業に係る交付決定が取り消された場合、移住支援金の全額返還が求められます。

関係人口 ※関係人口の取扱いについては、申請予定先の市町村へお問い合わせください。